

休眠預金等活用法に関する預金等規定(共通)

株式会社四国銀行

1. (休眠預金等活用法)

この規定は、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく、第2条に掲げる預金等(以下「預金等」という。)に係る取扱いを定めたもので、第2条に掲げるすべての預金等に係る取引規定および<四銀>総合口座取引規定に共通して適用します。

2. (預金等)

この規定の対象となる預金等とは、次のものをいいます。

- (1) 当座勘定
- (2) 普通預金(リーフ口および決済用普通預金を含みます。)
- (3) 貯蓄預金
- (4) 納税準備預金
- (5) 通知預金(証書口、通帳口、リーフ式通帳口)
- (6) 定期預金
- (7) 積立定期預金
- (8) 定期積金
- (9) 非居住者円普通預金(ステートメント方式を含みます。)
- (10) 非居住者円定期預金

3. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、預金等について、以下の事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取扱いします。(預金等の種類ごとの異動事由(詳細)は別表1のとおりです。)

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと。(当行からの利子の支払に係るものを除きます。)
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと。(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。)
- (3) 預金者等から、この預金等について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと。(預金等が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」という。)の対象となっている場合に限りします。)
 - ① 公告の対象となる預金等であるかの該当性
 - ② 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受ける住所地
- (4) 預金者等からの申し出にもとづく通帳(リーフ口、リーフ式通帳口およびステートメントを含みます。)または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと。(記帳の際に、記帳する取引がなかった場合を除きます。)
- (5) 預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと。
 - ① 普通預金における預金種別の変更
 - ② 移管
 - ③ 積立定期預金における支払開始日の変更
- (6) 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、上記各項に掲げるいずれかの事由が生じたこと。

- (7) 通知預金（通帳口およびリーフ式通帳口）、通帳式定期預金、通帳式非居住者円定期預金の預入れの場合で、同一の通帳（リーフ式通帳口を含みます。）における他の預入れについて、上記各項に掲げるいずれかの事由が生じたこと。

4. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) 預金等について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ① 第3条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金等に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
 - ④ 預金等が、休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金等に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金等にあつては、初回満期日）
 - ② 初回満期日後に次に掲げる事由が生じたこと
当該事由が生じた期間の満期日
 - A. 異動事由（第3条に掲げる異動事由をいいます。）
 - B. 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
 - ③ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと
他の預金に係る最終異動日等
 - ④ 通知預金（通帳口およびリーフ式通帳口）、通帳式定期預金、通帳式非居住者円定期預金の預入れの場合で、同一の通帳（リーフ式通帳口を含みます。）における他の預入れについて、第1号から第2号に掲げる事由が生じたこと
他の預入れに係る最終異動日等

5. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上
(平成30年1月1日現在)

【別表1】預金等の種類ごとの異動事由(詳細)

預金等の種類	すべての預金等に共通の異動事由	預金等毎に異なる異動事由					総合口座の他の預金または同一の通帳における他の預入れについて、左記いずれかの異動事由の発生
		通帳・証書			ご契約内容の変更など		
		発行	記帳 (※9)	繰越	移管 (※10)	その他	
当座勘定	・引出し ・預入れ ・振込の受入れ ・振込みによる払出し ・口座振替その他の事由による預金額の異動(※6) ・手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求(※7) ・預金者等からのこの預金等について次に掲げる情報の提供の求め(※8)(公告の対象となる預金等であるかの該当性、預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受ける住所地)	○			○		
普通預金(※1)		○	○	○	○	○(※11)	○(※13)
貯蓄預金		○	○	○	○		○(※13)
納税準備預金		○	○	○	○		
通知預金(※2)		○	○	○	○		○(※14)
定期預金(※3)		○	○	○	○		○(※13)(※14)
積立定期預金(※4)		○	○	○	○	○(※12)	○(※13)
定期積金		○	○	○	○		
非居住者円普通預金(※5)		○	○	○	○		
非居住者円定期預金		○	○	○	○		○(※14)

(※1) リーフロおよび決済用普通預金を含みます。

(※2) 証書口、通帳口、リーフ式通帳口が対象となります。

(※3) 次の商品が対象となります。

- ①自由金利型定期預金(M型)＜単利型＞、②自由金利型定期預金(M型)＜複利型＞
- ③自由金利型定期預金、④変動金利定期預金＜単利型＞、⑤変動金利定期預金＜複利型＞
- ⑥期日指定定期預金みつば、⑦自動継続自由金利型定期預金(M型)＜単利型＞
- ⑧自動継続自由金利型定期預金(M型)＜複利型＞、⑨自動継続自由金利型定期預金
- ⑩自動継続変動金利定期預金＜単利型＞、⑪自動継続変動金利定期預金＜複利型＞
- ⑫自動継続期日指定定期預金みつば、⑬スーパーフレックス(一部解約可能型定期預金)

(※4) 次の商品が対象となります。

- ①積立定期預金あゆみ、②目的型積立定期預金レポート、③教育積立定期預金エール

(※5) ステートメント方式を含みます。

(※6) 当行からの利子の支払いに係るものを除きます。

(※7) 当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。

(※8) 預金等が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告の対象となっている場合に限りです。

(※9) 記帳する取引が無かった場合を除きます。

(※10) 預金者等からの申し出にもとづく移管に限りです。

(※11) 預金者等からの申し出にもとづく預金種別の変更(普通預金⇄決済用普通預金)が対象となります。

(※12) 積立定期預金あゆみにおける、預金者等からの申し出にもとづく支払開始日の変更が対象となります。

(※13) 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、本表に掲げるいずれかの事由が生じたことが対象となります。

(※14) 通知預金(通帳口およびリーフ式通帳口)、通帳式定期預金、通帳式非居住者円定期預金の預入れの場合で、同一の通帳(リーフ式通帳口を含みます。)における他の預入れについて、本表に掲げるいずれかの事由が生じたことが対象となります。